平成２９年（フ）第１４４号
長野市大字稲葉2583番地　サンハイツメイプルＡ―205
破産者　伊東　有子（旧姓松峯・中山）
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４０１号
愛知県あま市本郷三反地10番地　ハイム本郷202号、開始決定時の住所愛知県あま市中萱津親牧27番地５
破産者　櫻井　淳一
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８４１号
名古屋市緑区黒沢台４丁目909番地　コスモ102号、従前の住所東京都新宿区大久保２―17―12　Ｇｌａｎｚ大久保302
破産者　古里　朋香
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２９５号
名古屋市昭和区台町１丁目１番地の２　川辺347ビル２Ｆ号
破産者　榊原　広和
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３０８号
愛知県大府市共西町５丁目56番地
破産者　太田　和宏
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３４５号
愛知県春日井市押沢台４丁目５番地５　アーバンヒルズ押沢台101号、開始決定時の住所愛知県春日井市藤山台４丁目１番地２　413号棟302号室
破産者　庵谷内真樹
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３６２号
名古屋市中村区宿跡町１丁目64番地の２
破産者　伊藤　哲也
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４９３号
名古屋市東区白壁１丁目１番地　名古屋拘置所官舎１棟501号
破産者　宮原　沙香（旧姓東森）
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７７１号
神戸市兵庫区神明町１番30―202号
破産者　料理とお酒とのぶこと延原午雄こと　車　　午雄
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７８４号
神戸市長田区西山町４丁目23番２号
破産者　前田　弥生
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８２０号
神戸市東灘区深江本町３丁目７番26―601号
破産者　森田　一弘
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０２号
兵庫県伊丹市南町２丁目１番20―712号
破産者　北出　弘文
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２５２号
兵庫県伊丹市千僧２丁目82番地の１　ハイツボナール301号
破産者　藤田　健二
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
福岡県久留米市西町502番地10　コスモスハイツⅢ202号、前住所福岡県久留米市西町779番地１　グレースコーポＢ棟101号
破産者　近藤　　隆
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第４１５号
熊本県阿蘇郡西原村大字小森25―６、住民票上の住所熊本県阿蘇郡西原村大字小森66番地
破産者　吉田　　亨
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１０７号
北海道苫小牧市緑町２丁目２番６号　リトルハウス１階左
破産者　長澤　　勇
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１０９号
北海道苫小牧市明徳町１丁目６番10号
破産者　渡邉　一生
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１１０号
北海道苫小牧市字錦岡104番地の７　コーポ静201
破産者　清水　茂子
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部